

4

子どもの養育費

里親として子どもの養育をお願いする間は、定められた額の養育に必要な経費、里親手当等が支払われます。

5

里親の義務

里親として子どものを養育するにあたっては、委託された子どもへの虐待の禁止、秘密の保持、関係機関との連携につとめる他、国が定めた「里親の行う養育に関する最低基準」を守りながら養育していただきます。

6

養育への応援

受託後の子育ての様々な悩みや、困りごとなどがあれば、児童相談所にいつでも相談することができます。また里親会では、研修会や里親相互の交流を通じて、情報交換を行い、養育技術の向上を目的に活動しています。

案内図



交通機関

- バス: 「競技場前」下車 徒歩5分
「市役所前」下車 徒歩10分
- 電車: JR越後線「白山駅」下車 徒歩10分

新潟市児童相談所

〒951-8133 新潟市中央区川岸町1丁目57-1
電話 025-230-7777 FAX 025-230-7823

里親制度

をご存知ですか?

～里親制度へのご理解とご協力をお願いします～

近年、親の病気、離婚、児童虐待の増加など様々な理由で、児童養護施設や里親宅等で生活している子どもたちがたくさんいます。このような社会的養護を必要とする子どもたちを家庭的な環境のもとで養育する里親制度の重要性がますます高まっています。



新潟市児童相談所

1

里親制度とは

子どもが健やかに成長していくためには、あたたかい家庭が必要です。

しかし、親の病気、離婚など様々な事情によって、自分の家庭で暮らすことのできない子どもたちもいます。

児童福祉法に基づき、このような子どもたちの養育を、里親になることを希望する方にお願いするのが「里親制度」です。

多くの皆さんに、この制度の意義をご理解いただき、里親としてご協力いただくことをお願いします。

子どもが里親家庭で生活していくためには、家族全員の理解と協力が必要です。ご家族全員で十分にお話し合いの上、お申し込みください。



2

里親の種類

里親は、子どもを養育する期間や内容により以下の4種類に分けられています。

養育里親

何らかの事情により、家庭で育てることができなくなった子どもを養育する里親です。保護者が子どもを引き取れるようになるまで、また18歳になるまで養育をお願いします。

養子縁組里親

養子縁組によって養親となることを希望する里親です。養子縁組には、家庭裁判所の許可または審判が必要です。

専門里親

児童虐待などにより、心身が傷ついた子どもや、障がいを持った子どもを2年以内の期間で養育する里親です。里親として3年以上の養育経験か、児童福祉業務の経験がある方等が、さらに研修を受けて認定されます。

親族里親

両親が死亡、行方不明、疾病による入院になるなどのやむを得ない事情がある場合に、子どもの扶養義務者及びその配偶者が里親として養育するものです。
※扶養義務のない親族(おじ、おば等)が里親として養育する場合は、養育里親を適用します。

3

里親になるには

里親になるために特別な資格は必要ありませんが、心身共に健康であること等一定の要件があります。

里親の登録までの流れ

1. 相談・申し込み

ご希望がある方は、児童相談所までご相談ください。里親制度について、詳しくご説明をし、お申込みを受け付けます。

2. 研修

里親として必要な知識や技術を身に付けるための研修を受け、子どもを迎え入れる準備をしていただきます。

3. 調査

児童相談所の職員が、家庭状況を把握させていただくためにご家庭を訪問してお話を伺います。

4. 認定・登録

新潟市社会福祉審議会の審議を経て、市長の認定により登録されます。

5. 委託

里親の家庭の状況や希望などを考慮し、児童相談所が養育をお願いします。